

# 千葉市防犯街灯LED化事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費電力の削減と環境負荷の軽減のため、市内に設置されている防犯街灯のうちの水銀灯及び蛍光灯（以下、「水銀灯等」という。）を一括してLED灯に交換するLED化事業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯街灯 夜間の防犯及び歩行者の安全な通行を図ることを目的とし、道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路、その他区長が認めた道路をいう。）の照明のため、電柱若しくは電話柱又は専用の独立鋼管ポール（以下「電柱等」という。）に取り付けた照明灯をいう。
- (2) 町内自治会等 千葉市各区町内自治会連絡協議会に結成の届出をした団体（千葉市各区町内自治会連絡協議会設立以前に千葉市町内自治会連絡協議会に結成の届出をした団体を含む。）及び区長が認めた地域住民等の団体をいう。

(LED化事業の対象)

第3条 この要綱に基づくLED化事業の対象は、次の各号に掲げる防犯街灯とする。

- (1) 平成27年度において、千葉市防犯街灯補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）に基づく管理費補助の対象としている水銀灯等
- (2) 市が保有している水銀灯
- (3) 前2号に掲げるもののほか、現に町内自治会等が保有している水銀灯等のうち、LED灯への交換（以下「交換」という。）が特に必要と認められるもの

(交換の申込み等)

第4条 前条第1号及び第3号に定める水銀灯等については、これらを保有する町内自治会等からの交換の申込み（以下「交換の申込み」という。）があったものについて行うものとする。

- 2 交換の申込みをする場合においては、当該町内自治会等は、交換に伴い電柱等から取り外した水銀灯等の灯具及びアーム等の付属物一式を廃棄処分することについて同意するものとする。
- 3 交換の申込みをしようとするときは、当該町内自治会等は、市長が定める期日までに、防犯街灯LED化事業申込書（様式第1号）、その他市長が必要と認める書類を市長に提出するものとする。
- 4 町内自治会等は、次の各号に掲げる条件に適合しない水銀灯等について交

換の申込みをすることができない。

- (1) 独立鋼管ポールに水銀灯等が設置されている場合においては、当該独立鋼管ポールが、交換のための工事を行うことが可能な状態であること。
- (2) 私有地に水銀灯等が設置されている場合においては、交換について当該土地の所有者の同意を得ていること。
- (3) 町内自治会等が水銀灯等の所有者であること。ただし、当該町内自治会等の会員が水銀灯等の所有者（団体）の構成員であり、かつ所有団体が交換の申込みに同意する場合は、この限りでない。

(審査)

第5条 市長は、交換の申込みがあったときは、これを審査し、適当と認めたものについて交換を行う。

- 2 市長は、前項の審査により交換が適当でないとして認めたものについては、その内容を当該交換の申込みをした町内自治会等に通知するものとする。

(賃貸借契約等)

第6条 市長は、第3条第2号に規定する水銀灯及び前条第1項の規定により適当と認めたものについて、LED灯の賃貸借等に関する契約を締結して交換を行う。

- 2 前項に定める契約に要する費用は、全て市が負担するものとする。
- 3 LED化事業により設置するLED灯は、入力容量10VAを超え20VAまでのものとし、その他の仕様は別途市長が定める。

(町内自治会等の遵守事項)

第7条 町内自治会等は、前条第1項に定める契約に基づき設置されたLED灯（第3条第2号に規定する水銀灯をLED灯に交換したものを除く。以下「賃借LED灯」という。）について、異常がないか見守りをし、異常を発見した際は速やかに市に連絡するものとする。

- 2 町内自治会等は、次条に定めるところにより市長が認めた場合を除き、賃借LED灯について現状の変更、処分等を行わないものとする。
- 3 町内自治会等は、賃借LED灯について、自ら修理しないものとする。又、第三者をして修理させないものとする。
- 4 町内自治会等は、賃借LED灯の使用に伴う電気料金を支払うものとする。
- 5 市長は、前項の規定に従い町内自治会等が支払った電気料金への補助については、千葉県防犯街灯補助金交付要綱にて定めるものとする。

(設置箇所等の変更等)

第8条 町内自治会等は、やむを得ない事情により賃借LED灯の設置箇所等を変更する場合は、防犯街灯LED化事業変更届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

- 2 町内自治会等は、やむを得ない事情により賃借LED灯の使用を停止する場合は、防犯街灯LED化事業使用停止届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(補足)

第9条 賃借LED灯の賃貸借契約期間満了後の取扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 町内自治会等は、千葉市LED防犯街灯照明機器更新等包括業務事業実施要綱（以下、「LED包括事業要綱」という。）に定める事業申込を行い、更新の対象となった賃借LED灯については、LED包括事業要綱に定めるとおりとする。

(2) LED包括事業要綱に定める事業申込をしない場合、又は事業申込をしたが更新の対象とならなかった賃借LED灯については、次に掲げるいずれかの取扱いとし、町内自治会等は、その旨を市長に届け出なければならない。

ア 市と町内自治会等が無償譲渡に関する協定書を締結し、既設の賃借LED灯を町内自治会等所有の防犯街灯として引き続き使用する。

イ 市において賃借LED灯を撤去する。

(3) 前号の規定により届出を行う町内自治会等は、防犯街灯LED化事業移管届・廃止届（様式第4号）を市長に提出すること。

(附則)

1 この要綱は、平成27年7月8日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(あて先) 千葉市長

## 防犯街灯 L E D 化事業申込書

千葉市防犯街灯 L E D 化事業実施要綱第 4 条第 3 項の規定により、次のとおり申し込むとともに本紙に記載された同意内容について同意します。

( 申 込 者 ) 団 体 名 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 代 表 者 連 絡 先	(※)		
	- - @		
(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。			
対 象	種 類	共架灯	独立灯
	水銀灯	灯	灯
	蛍光灯	灯	灯
	※対象の詳細は、添付の防犯街灯所在図のとおり。		
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 防犯街灯所在図 <input type="checkbox"/> その他		

(同意内容)

- 1 申込者は、既存の防犯街灯及びアーム等の付属物一式(独立鋼管ポールにおけるポール部分を除く)について、LED灯への交換に伴い所有権を放棄するものとする(既存の防犯街灯等の処分は市が行う)。ただし、やむを得ない事情により防犯街灯の付属物を市が廃棄しなかった場合の当該付属物についてはこの限りでない。
- 2 申込者は、LED化事業により設置された灯具部分以外に修理(移設を含む)が必要となった際には、自己の責任において修理を行うものとする(修理費への補助については千葉市防犯街灯補助金交付要綱の規定による)。
- 3 事業者による現地調査及び工事(メンテナンスを含む)、並びに電力会社への手続き等、LED化事業の実施に必要な範囲において、市は得た情報を関係事業者へ提供し、関係事業者はその情報を使用するものとする。
- 4 千葉市防犯街灯補助金交付要綱における管理費補助の対象となっていない防犯街灯については、設置状況及び予算上対応可能な場合に限り、LED化するものとする。
- 5 申込者は、その他千葉市防犯街灯LED化事業実施要綱の規定を遵守するものとする。

(あて先) 千葉市長

## 防犯街灯 LED 化事業変更届

千葉市防犯街灯 LED 化事業実施要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

( 申 込 者 ) 団 体 名 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 代 表 者 連 絡 先	(※)			
	-	-	@	
(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。				
変 更 内 容		管理プレート 番 号	変更前	変更後
	<input type="checkbox"/> 設置箇所			
	<input type="checkbox"/> 所有者 (使用者)			
<input type="checkbox"/> その他				
変 更 日	年 月 日			
変 更 理 由				
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 防犯街灯所在図 <input type="checkbox"/> その他			

※「管理プレート番号」欄は、防犯街灯 LED 化事業により電柱等に設置されたプレートに記載された番号を記入してください。

(あて先) 千葉市長

## 防犯街灯 L E D 化事業使用停止届

千葉市防犯街灯 L E D 化事業実施要綱第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

( 申 込 者 ) 団 体 名 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 代 表 者 連 絡 先	(※)	
	-	@
(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。		
使用を停止 する防犯街灯	対象灯数	管 理 プ レ ー ト 番 号
	灯	
使用停止日	年 月 日	
停 止 理 由		
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 防犯街灯所在図 <input type="checkbox"/> その他	

※「管理プレート番号」欄は、防犯街灯 L E D 化事業により電柱等に設置されたプレートに記載された番号を記入してください。

様式第 4 号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

防犯街灯 LED 化事業移管届・廃止届

千葉市防犯街灯 LED 化事業実施要綱第 9 条第 3 号の規定により、次のとおり届け出るとともに下記に記載された内容について同意します。

( 申 込 者 ) 団 体 名 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 代 表 者 連 絡 先	(※)
	- - @
(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。	

(1) 移管 (市から町内自治会等へ移管を希望する場合)

対 象	種 類	共架灯	独立灯
	賃借 LED 灯	灯	灯
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 令和 8 年 4 月分以降の電気料金集約分内訳表 (写) <input type="checkbox"/> 防犯街灯所在図		

(同意内容)

- 1 別途無償譲渡に関する協定書を締結するものとする。
- 2 移管を受ける LED 防犯街灯の使用について発生した電気料金の支払いについては、申込者が行うものとする。
- 3 移管を受ける LED 防犯街灯について断線、故障、自然の消耗等により修繕・交換、添架場所からの移設・撤去を行う場合、申込者自らの負担により行うものとする。

(2) 廃止 (市から町内自治会等へ移管を希望しない場合)

対 象	種 類	共架灯	独立灯
	賃借 LED 灯	灯	灯
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 令和 8 年 4 月分以降の電気料金集約分内訳表 (写) <input type="checkbox"/> 防犯街灯所在図		

(同意内容)

- 1 撤去するまでに当該 LED 防犯街灯の使用について発生した電気料金の支払いについては、申込者が行うものとする。
- 2 撤去時期は千葉市と申込者が別途協議して決定するものとする。
- 3 電柱・電話柱以外の独立鋼管ポールに取付けられている場合、市は灯具及びアーム等の付属物一式についてのみ撤去を行う。